

令和3年度 保育料基準額表（保育標準時間認定）

各属する世帯の在籍階層区分	家族構成			保育料（月額）		
	定	義	3歳未満児	3歳児以上		
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者を含む世帯又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者並びに同法第6条の4に規定する里親を含む世帯	共通	0	◎令和元年10月1日から3歳以上は無料 (3歳になった後の最初の4月1日から)		
2	第1階層を除き、市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯 4~8月分:令和2年度 9~3月分:令和3年度	市町村民税非課税世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	0
				2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
			ひとり親等			0
3-1	16,200円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	10,000	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	
				同時利用の兄弟1人	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
3-2	16,200円以上 32,400円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	12,800	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	
				同時利用の兄弟1人	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
3-3	32,400円以上 48,600円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	15,600	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	
				同時利用の兄弟1人	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
4-1	48,600円以上 64,700円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	18,900	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	
				同時利用の兄弟1人	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
4-2	64,700円以上 80,800円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	22,200	
			2子目	生計同一の兄弟1人	0	
				同時利用の兄弟1人	0	
		3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0		
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
4-3	80,800円以上 97,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	25,500	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
5-1	97,000円以上 121,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	30,350	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
5-2	121,000円以上 145,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	35,200	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
5-3	145,000円以上 169,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	40,050	
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0	
6-1	169,000円以上 213,000円未満の世帯				45,000	
6-2	213,000円以上 257,000円未満の世帯				49,950	
6-3	257,000円以上 301,000円未満の世帯				54,900	
7-1	301,000円以上 333,000円未満の世帯				61,930	
7-2	333,000円以上 365,000円未満の世帯				68,960	
7-3	365,000円以上 397,000円未満の世帯				76,000	
8	397,000円以上の世帯				98,800	

◎副食費は、原則有料
ただし次のいずれかの場合に免除となります。

・保育料階層区分
1階層～4-2階層まで

- ①生活保護世帯
- ②市町村民税非課税世帯
- ③市町村民税の所得割額が80,800円未満の世帯

・未就学児童の3人目以降
未就学児童を3人以上監護し、
児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童
※未就学児童が保育所、
幼稚園等に入所している
場合に限りません。

※4-3階層から8階層については、同一世帯から保育所等に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限りません。

保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。(認可外保育施設は対象外です。)

※満9歳未満(年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上記の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。

※市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額

※この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。

※ひとり親等とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方(教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する方である場合を除く)、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方を指します。

令和3年度 保育料基準額表（保育短時間認定）

各属する世帯の在籍児童の区分	家族構成	保 育 料（月 額）			
保育料階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児以上		
1	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者を含む世帯又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者並びに同法第6条の4に規定する里親を含む世帯	共通	0		
2	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 4～8月分：令和2年度 9～3月分：令和3年度	市町村民税非課税世帯	0		
3-1	16,200円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	0
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,940
			2子目	生計同一の兄弟1人 同時利用の兄弟1人	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
3-2	16,200円以上 32,400円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	12,680
			2子目	生計同一の兄弟1人 同時利用の兄弟1人	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
3-3	32,400円以上 48,600円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	15,440
			2子目	生計同一の兄弟1人 同時利用の兄弟1人	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
4-1	48,600円以上 64,700円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	18,680
			2子目	生計同一の兄弟1人 同時利用の兄弟1人	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
4-2	64,700円以上 80,800円未満の世帯	二人親	1子目	生計同一の兄弟なし	21,920
			2子目	生計同一の兄弟1人 同時利用の兄弟1人	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
		ひとり親等	1子目	生計同一の兄弟なし	9,000
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
			3子目以降	生計同一の兄弟2人以上	0
4-3	80,800円以上 97,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	25,160
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
5-1	97,000円以上 121,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	29,940
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
5-2	121,000円以上 145,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	34,720
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
5-3	145,000円以上 169,000円未満の世帯		1子目	生計同一の兄弟なし	39,510
			2子目以降	生計同一の兄弟1人以上	0
6-1	169,000円以上 213,000円未満の世帯				44,370
6-2	213,000円以上 257,000円未満の世帯				49,230
6-3	257,000円以上 301,000円未満の世帯				54,090
7-1	301,000円以上 333,000円未満の世帯				61,010
7-2	333,000円以上 365,000円未満の世帯				67,930
7-3	365,000円以上 397,000円未満の世帯				74,860
8	397,000円以上の世帯				97,280

◎令和元年10月1日から3歳以上は無料（3歳になった後の最初の4月1日から）

◎副食費は、原則有料ただし次のいずれかの場合に免除となります。

・保育料階層区分
1階層～4-2階層まで

①生活保護世帯

②市町村民税非課税世帯

③市町村民税の所得割額が80,800円未満の世帯

・未就学児童の3人目以降未就学児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童
※未就学児童が保育所、幼稚園等に入所している場合に限りません。

※ 4-3階層から8階層については、同一世帯から保育所等に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限ります。

保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。（認可外保育施設は対象外です。）

※ 満9歳未満（年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）の児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上記の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。

※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額

※ この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。

※ ひとり親等とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方（教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する方である場合を除く）、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方を指します。